

## 生徒心得等

### 羽村高校生徒スタンダード

- 1 授業には真摯な態度で取り組む。  
(禁止事項：遅刻・不要物持ち込み等)
- 2 将来の進路実現に向け身だしなみを整える。  
(禁止事項：化粧・装身具装着・頭髮の色や形・スカート丈等制服の加工)
- 3 お互いの人格を尊重し、協力して物事に取り組む。  
(禁止事項：いじめ及びいじめが疑われる行為、SNSでの誹謗・中傷、不適切な投稿等)  
\* 禁止事項については、家庭連絡、特別指導や登校禁止等、厳しく対応する。

### 羽村高校生徒心得 (総則)

- 1 社会の一員としての自覚をもって行動すること。  
(あいさつの励行、礼儀、けじめ、法律や社会のルール、マナー等の順守)
- 2 Face to Face (お互いに面と向かって直接)のコミュニケーションを心がけること。  
(携帯・スマホへの過度な依存はしない。授業や集会の時は使用禁止)
- 3 学校生活を中心とした生活リズムを確立すること。

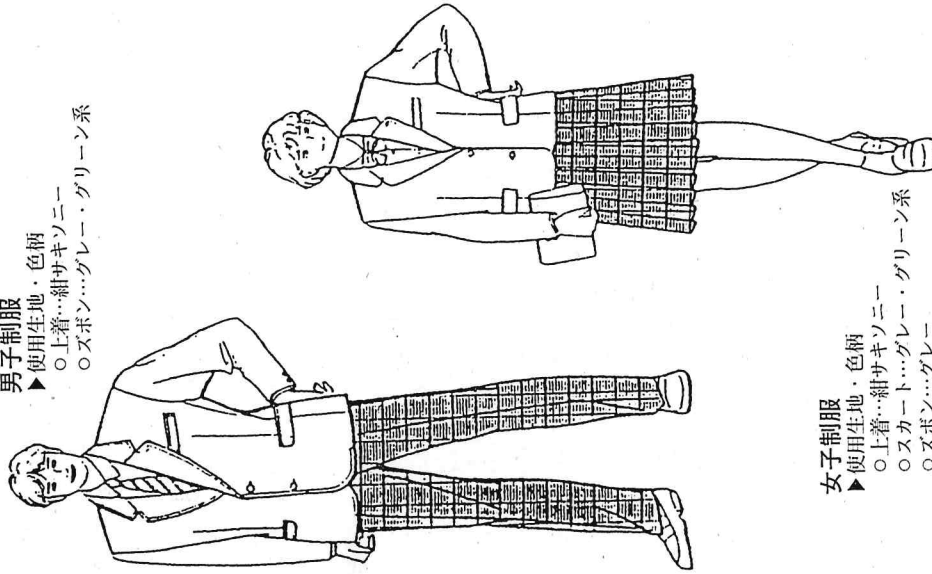
## 羽村高校生徒心得 (細則)

### 本校生徒として守るべき事項

- 1 登下校
  - 1 登下校は、本校の制服を着用すること。(服装の項参照)
  - 2 本校生として行動する場合や行事の際は制服を着用すること。(特別の指示があるときは除く)
  - 3 やむを得ない事情で制服が着用できないときは、異装願いを提出して許可を得ること。
  - 4 8:25までに登校すること。(ただし、金曜日3年生は始業の5分前までに登校すること)
  - 5 登校後は、放課後まで外出してはならない。やむを得ず外出する場合は、担任等に願い出て許可を得ること。
  - 6 自動車・バイク等での通学は認めない。
  - 7 自転車で通学する者は許可を得て、ステッカーを車体後部に貼ること。
- 2 服装
  - 1 羽村高校生としての品位を保ち、制服の改造は認めない。(改造した場合再度購入する)
  - 2 服装は次記のとおりである。(図・表参照)
  - 3 ブレザー・スカート・ズボン・ネクタイ・リボンは学校指定のものとする。
  - 4 ワイシャツは、白無地とする。

### 男子制服

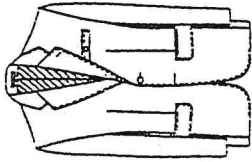
- ▶ 使用生地・色柄  
 ○ 上着…紺サキソニー  
 ○ スボン…グレー・グリーン系



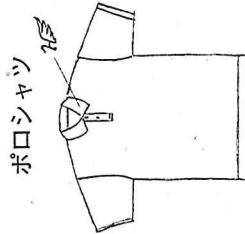
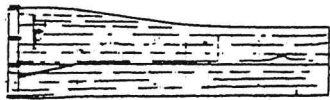
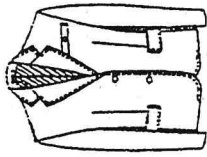
### 女子制服

- ▶ 使用生地・色柄  
 ○ 上着…紺サキソニー  
 ○ スカート…グレー・グリーン系  
 ○ スボン…グレー

男子



女子



ポロシャツ

色は白と紺

5 夏季略服として学校指定のポロシャツ (白・紺) の着用を認める。

6 11月1日から4月30日までは、ブレザー・ネクタイ及リボンを必ず着用すること。

7 儀式及び校外学習時・入学式・卒業式・始業式・終業式 (修了式)・修学旅行・芸術鑑賞教室・遠足等は正装とする。

男子……ブレザー・ワイシャツ・グレーのズボン・ネクタイ

女子……ブレザー・ワイシャツ・グレーのスカート・リボン

8 下の項を満たすニットベスト・セーター・カーディガンは、制服に準ずるものとして認める。

イ. 形は、V襟とする。

ロ. 色は白・紺・黒・グレー・茶とする。ワンピースは認めるが目立たないものとする。

ハ. 無地とする。

ニ. 模様のあるものは認めない。

9 ブレザーを着用しないで、ジャンパーやコート等を着ることは、年間を通じて認めない。また、パーカーやスウェット上下も年間を通して着用しない。防寒着は色・形とも高校生にふさわしい華美でないものとする。

10 5月1日から10月31日の期間は、上記8の条件を満たすニットベスト・セーター・カーディガン及び学校指定のポロシャツで登校すること

を認める。但し、ポロシャツの下に長袖のアンダーシャツなどの着用はしないこと。

11 上履き・体育館履きは、学校指定のものを使用すること。

3 身だしなみ

1 頭髪については、脱色・染色等人工的に手を加えた髪色はしないこと。

2 人工的に変形した髪型は認めない。ボックスなどの段差のある髪型、剃り込み、パーマ、アフロ、コーンロウなどの編み込み、エクステなどは禁止とする。その他、学校生活にそぐわない髪型と教員が判断した場合、その髪型は禁止とする。(但し、生まれつきの髪型についてはこの限りではない)また、装身具はつけず化粧・マニキュア・カラーコンタクトなどはしないこと。さらにアークセサリーなど装飾品は着けないこと。

4 校内生活における留意点

1 必要以上のお金・貴重品を持ち込まないこと。

2 学習に不必要なものは持ち込まないこと。

3 金品の紛失・盗難・拾得の場合は直ちに担任または生徒部に届け出ること。

4 上履きそのまま校舎外へ出ないこと。

5 立入禁止区域(非常階段・非常口・屋上等)へは、特別の場合以外は立ち入らないこと。

6 施設・学校の備品等は担当者の許可を得て使

用すること。施設・学校の備品等を破損・紛失・汚損したときは、直ちに担当者(担任・顧問・生徒部)に届け出ること。

7 学校の内外を問わず、集会・生徒間の金品のやり取り・掲示・印刷物の配布・物品の陳列等を行う場合は、事前に担任及び生徒部に願い出て許可を受けること。

8 住所・保護者等の変更は、担任を通して経営企画室に届け出ること。

9 欠席・遅刻・早退の時は、担任に申し出ることで。(欠席・遅刻については8時から8時25分までに連絡をすること。)

5 自転車通学規則

1 自転車通学届を生徒部に提出すること。

2 ステッカーを車体後部に貼ること。

3 交通規則を守り、二人乗り・ながら運転・並列走行・車道の逆走など迷惑で危険な乗り方はしないこと。

4 学年の自転車置き場を使用し、必ず鍵をかけること。二重ロックが望ましい。

6 学校生活など

1 自ら進んであいさつするよう心がけること。

2 相手の立場を考え、思いやりをもって行動すること。

3 法律や社会のルールを守ること。

4 公共のマナーを守ること。

- 5 部活動や地域の活動に積極的に参加すること。
  - 6 5分前行動に努めるなどして時間を厳守すること。
  - 7 その他
  - 1 風紀上好ましくない施設・場所への出入りをしないこと。
  - 2 宿泊を伴う旅行は、保護者の承認を得て事前  
に担任に届け出ること。長期休業中以外の旅行  
は原則として認めない。
  - 3 休日の登校は原則として認めない。部活動・  
生徒会活動・HR活動等については、届を担当  
教諭に提出すること。
  - 4 休業中の登校については、別に定めるところ  
による。
  - 5 アルバイトは好ましくないが、やむを得ず行  
う場合は、学校生活に支障のないように職種・  
場所・時間等について充分検討し、保護者の承  
認を得て担任及び生徒部に届け出ること。
  - 6 運転免許の取得については、保護者の承認を  
得て学校生活に支障がないようにすること。  
各種届・願いについては、『各種届・願い』の  
項に示す規定に従うこと。
- 8 忌引日数
- 一親等（父母・養父母）・・・・・・7日以内
  - 二親等（兄弟姉妹・祖父母）・・・・・・3日以内
- 曾祖父母も祖父母に準ずる。